

令和5年7月25日

渉外担当者による通帳預かりを伴う出金業務について

紀の里農業協同組合

平素は、当JAに格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

この度、農林水産省による「共済事業向けの総合的な監督指針」が一部改正されました。この改正を受けJAの全国統一事務手続が改正され、令和5年8月1日より組合員・利用者の皆様から、渉外担当者等を通じ現金出金のご依頼をいただいた際には、別途、お取引支所の窓口担当者よりご出金の意思確認の電話連絡をさせていただく場合がございます。

長年に渡り当JAをご利用いただいております組合員・利用者の皆様には大変ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上